

災害危険住宅移転支援のご案内

1. 対象住宅（※過疎地域集落整備事業による集落移転対象区域は除く。）

次に該当する区域内の「既存不適格住宅」又は「建築後の災害（大規模地震、台風等）により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った住宅」

ア) 災害危険区域（長野県建築基準条例第2項第1項）

イ) 土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第8条）

3. 移転促進のための助成

事業の種類	概要	補助限度額	
危険住宅除却等事業	危険住宅の除却費、跡地整備費、仮住居費及びその他移転に伴う諸経費に対する補助	97.5万円	
危険住宅に代わる住宅の建設補助事業	危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する資金を金融機関から借り入れた場合、当該借入金利子に相当する額に対する補助	建物費	465万円
		土地購入費	206万円
		敷地造成費	60.8万円
	要綱第4条（省エネ基準等）に適合する危険住宅に代わる住宅の建設又は購入	建物費	20万円（定額）

4. 事業の流れ

